

報告第6号

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会分科会設置要領を次のように定める。

平成15年6月30日

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会長 鈴木俊美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会分科会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会専門部会設置要領第7条の規定に基づき、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、分科会の属する大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会専門部会長（以下「専門部会長」という。）の指示を受け、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的かつ詳細に協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる担当課等の職員をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 2名

(役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、専門部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員並びに関係団体職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同で会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、専門部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する町の担当部門が行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年6月30日から施行する。

別表（第3条関係） 分科会担当

担当部会	分科会	大平町	岩舟町	藤岡町
総務部会	人事組織分科会	人事給与係、企画調整係	庶務人事係、企画調整係	庶務人事係、企画調整係
	総務分科会	行政管理係、人事給与係、広報広聴係、企画調整係	庶務人事係、行政管理係、企画調整係	庶務人事係、広報文書係
	管財分科会	管理係、事業係、会計係、検査担当	管財係、会計係	企画調整係、庶務人事係、会計係
	税分科会	管理係、収税係、町民税係、資産税係	管理徴収係、町民税係、資産税係	住民税係、資産税係、管理収税係、保険税係
	防災分科会	交通消防係	消防交通係	消防交通係
企画部会	企画分科会	企画調整係	企画調整係	企画調整係
	財政分科会	財政係、会計係	財政係、会計係	財政係、会計係
	情報管理分科会	企画調整係	企画調整係	企画調整係
住民生活部会	住民生活分科会	管理係、住民係	住民係	窓口係、住民係
	国保年金分科会	年金係、保険医療係、税務課管理係	資産税係、年金担当、医療保険係	窓口係、国民健康保険係、保険税係、国民年金係
	環境分科会	生活環境係	生活環境係	環境衛生係
保健福祉部会	福祉分科会	福祉係、介護保険係、保険児童課管理係	社会福祉係、介護高齢係、給付児童係、子育て担当	福祉係、介護保険係、健康増進係
	健康分科会	健康増進係	健康増進係	健康増進係
	社協分科会	福祉係	社会福祉係	福祉係

産業経済部 会	農林分科会	振興係、農村整備係、農政係、農業委員会事務局	農務係、農村整備係、地籍調査係、農業委員会事務局	農政係、農村整備係、地籍調査係、農業委員会事務局
	商工観光分科会	商業観光係、工業労働係	商工観光係	商工係、観光係
建設部会	建設分科会	維持管理係、事業係	管理係、事業係	土木係、管理係
	水道分科会	業務管理係、施設係	業務管理係、施設係	業務管理係、施設係
	下水道分科会	管理係、事業係	管理係、事業係	管理係、事業係
	都市計画分科会	計画係、都市事業係、中心市街地活性化対策室	都市計画係、都市施設係	開発係、都市計画係、都市施設係
教育部会	学校教育分科会	総務係、教育係 学校給食センター	学校教育係、指導係	学校教育係、学校給食センター
	社会教育分科会	まなび係、スポーツ係、公民館、町民ホール、南体育館、歴史民俗資料館、図書館、人権対策係業務係	社会教育係、人権教育係、中央公民館、文化会館、生涯スポーツ係、人権推進係	生涯学習係、文化会館、図書館 歴史民俗資料館 町史編さん係、 生涯スポーツ係 人権教育係、人権係
議会事務局部会		議会事務局	議会事務局	議会事務局

各分科会の構成員は、担当職員とする。